

証券コード 9823
2024年12月 5 日

株 主 各 位

埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
株 式 会 社 マ ミ ー マ ー ト
代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 裕 文

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://mami-mart.com>

上記ウェブサイトアクセスし、画面を下にスクロールしていただくと、下部にございます。

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マミーマート」又は「コード」に当社証券コード「9823」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月19日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2－5－1
ロイヤルパインズホテル浦和 4階「ロイヤルプリンセス」

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第59期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対して賛否の表示がない場合、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。
(2) 電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております

- ①事業報告の「業務の適正化を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

当日のお土産の配布、飲料の提供はございません。

(添付書類)

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当社グループ(当社及び連結子会社)は、食生活を通じて地域のお客様の健康と笑顔あふれる豊かな人生を応援する「Enjoy Life!」のグループコンセプトのもと、2024年9月期は以下の取り組みに注力してまいりました。

[圧倒的地域No.1店舗の構築]

従来より取り組んでいる「新フォーマットのディスティネーション店舗としての魅力」を持続的に進化させ、独自性と差別化を追求し、地域のお客様から高い支持をいただける店舗づくりを実施しております。

その取り組みの成果もあってか、生鮮市場TOP!は全国のスーパーマーケットを対象に投票を行い決定された「Shufoo!ベストオブスーパー2024」では、都道府県別で「埼玉県」・「千葉県」における人気スーパー1位に選ばれました。

また、当社グループの強みである惣菜の開発・製造においても、「お弁当・お惣菜大賞2024」で11年連続となる受賞を達成し、最優秀賞3品、入賞14品の計17品の受賞となりました。これらを含め、惣菜・弁当・スイーツにおける累計受賞数は、スーパーマーケット業界としては最多の107品となりました。

加えて、より一層魅力的な商品開発に注力し、新しい商品カテゴリー強化を図るため、自社製造工場である彩裕フーズに惣菜の新規設備を導入いたしました。

今後も他店にはない、インパクトあるディスティネーションアイテムを継続的に拡充してまいります。

[出店・改装スピードアップとエリア拡大]

「生鮮市場TOP!」を2店舗新規出店し、改装を4店舗で実施いたしました。「マミープラス」は改装を4店舗で実施いたしました。この2つの新フォーマット店舗の業績は好調に推移しております。

[人材育成]

当社では従業員の「やりがい・働き易さ・創造性発揮とコミュニケーションの活性化」を通して、人材の定着と更なる生産性向上を目指し、以下のような取り組みを実施しております。

スキルアッププログラムを導入し、従業員一人ひとりの技術を正に評価して資格等級と連動させ賃金に反映することで、個人の目標の明確化により早期成長を促し、やりがい・満足度の向上に繋げております。

本部ではオフィスカジュアルを導入し、店舗においては身だしなみの基準を大幅に見直しました。個人の多様性や個性を尊重した職場環境を構築し、自分らしく働きやすい服装で業務に取り組むことで生産性の向上、イノベーションの創出、コミュニケーションの活性化を目的としております。

そして、当連結会計年度において、新たに入社5年目までの新入社員を対象に「奨学金返済支援制度」を制定いたしました。奨学金返済不安に対して当社が返済の補助を行うことで、従業員の心理的及び経済的な負担を軽減し、長期にわたり安心して当社で働き続けられるようサポートし、社員一人ひとりの成長と会社全体の発展に寄与してまいります。

店舗・本部が一体となった業務プロセス改善活動（M3活動）は、お客様と従業員が笑顔になるために主体的に働ける環境をつくることを目的に、当社が最も注力している施策であり、当連結会計年度は前期の600件を上回る747件のエントリーとなりました。引き続き、当活動のビジョンである、「“Enjoy Life!”を通じて健康になる」「従業員満足度を高め、日本一働きたい企業へ」の実現を目指してまいります。

[店舗との繋がりを通じた地域の笑顔への貢献]

当社は、グループコンセプトである「Enjoy Life!」の考え方に基づき、「誰一人取り残さない共生社会」の実現を推進しており、全てのお客様がお買い物しやすい店舗づくりを目指しています。

2006年から公益財団法人日本補助犬協会の活動を支援し、これまでも補助犬の育成を目的として、店内に募金箱を設置し、累計42,024,631円を日本補助犬協会へ寄付をしてきました。また、2021年からは補助犬をより多くの方に知っていただく機会創出として、牛乳パックを使用した手作り募金箱コンテストを開催しております。当連結会計年度においては、過去最多の466個の応募作品が集まりました。また、昨年に引き続き「補助犬ふれあいイベント」を、6月にマミーマート所沢山口店（埼玉県所沢市）、8月に生鮮市場TOPビバモールさいたま新都心店（同さいたま市）で開催し、補助犬のお仕事デモンストラクション、手作りグッズの販売等を通じてお客様と補助犬とのふれあいの場を設けました。

その他、社内研修として5月に当社店舗の店長をはじめ、役員を含めたお客様に関わる本部部署の従業員100名以上が「心のバリアフリー検定」を受講し、障害種別を超えた心のバリアを取り除く考え方を学びました。今後も、より多くの方に補助犬へのご理解、ご支援をいただけるような活動を継続してまいります。

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の公式支援窓口である、国連UNHCR協会に2020年7月からは店舗スペースの一部を無償提供しております。当社店舗での「国連難民支援キャンペーン」開催回数は合計80回を超え、国連UNHCR協会より、当社の活動協力に対する感謝状をいただきました。

2024年9月30日現在の店舗数は、80店舗（マミーマート43店舗、生鮮市場TOP!27店舗、マミープラス8店舗、温浴事業1店舗、葬祭事業1店舗）となっております。

当連結会計年度の営業成績は、営業収益160,741百万円（前期比10.8%増）、営業利益6,434百万円（同9.0%増）、経常利益6,954百万円（同8.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,733百万円（同9.7%増）となりました。

セグメント別の営業の状況は以下のとおりです。

[スーパーマーケット事業]

売上高	158,055百万円（前期比11.1%増）
セグメント利益	6,391百万円（前期比9.3%増）

[その他の事業]

売上高	403百万円（前期比2.7%減）
セグメント利益	42百万円（前期比23.5%減）

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は3,657百万円でありました。主たる内訳は、新フォーマット店舗の新規出店・既存店改装に伴う建物の取得、備品の購入等であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
記載すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
記載すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

区 分		第 56 期 (2020年10月から 2021年9月まで)	第 57 期 (2021年10月から 2022年9月まで)	第 58 期 (2022年10月から 2023年9月まで)	第 59 期 (当連結会計年度 (2023年10月から 2024年9月まで)
売 上 高	百万円	135,325	130,705	142,647	158,458
経 常 利 益	百万円	6,376	5,427	6,390	6,954
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円	3,931	3,422	4,313	4,733
1株当たり当期純利益	円	369.66	321.65	411.58	473.61
総 資 産	百万円	57,292	60,919	66,428	73,383
純 資 産	百万円	29,279	32,063	34,014	37,911
1株当たり純資産額	円	2,750.03	3,010.06	3,402.59	3,787.36

(注) 1株当たり当期純利益については、期中平均株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額については、期末発行済株式数より自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
彩 裕 フ ー ズ (株)	50百万円	100.0%	生鮮食品製造、加工、販売
マ ミ ー サ ー ビ ス (株)	90百万円	96.0%	清掃、施設管理サービス、 温浴事業、葬祭事業

② その他の重要な事項

住友商事株式会社は、当社の株式を2,164千株（議決権比率21.65%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで店舗モデルの確立に注力してきた「生鮮市場TOP!」と「マミープラス」の2つの新フォーマットの拡大に向けた先行投資の実行を基本戦略とする、中期経営計画（2024年9月期～2026年9月期）を策定しました。これは3年間で、以下の3つの重点方針を実行することを基本戦略としております。



1. 圧倒的地域No. 1 店舗の構築]

従来より取り組んでいる「新フォーマットのディスティネーション店舗としての魅力」を持続的に進化させ、お客様に他店にはない“心躍るお買い物体験”をしていただける商品・店舗づくりを実践いたします。これらを支える仕組みとして、精肉・惣菜・ベーカリーの自社製造工場である彩裕フーズの第三工場設立、サプライチェーンマネジメントやAI・DX関連、物流センターへの投資を実行いたします。新しいディスティネーションカテゴリーの開発を継続し、カテゴリー別に「日本一の売場」を多数構築いたします。

2. 出店・改装スピードアップとエリア拡大

新フォーマットへの業態転換を伴う改装及び新規出店を、先行投資として着実に実行いたします。2025年9月期は8店舗の業態転換を伴う改装及び7店舗の新規出店を計画しております。また、出店地域を既存のエリアから広域関東圏へと拡大することで、企業プレゼンスの向上とより多くのお客様に“心躍るお買い物体験”をしていただき、食を通じた健康寿命の延伸を目指します。

3. 人材育成

育成スピードアップと採用拡大を方針とし、会社の成長・拡大に対応できる人的資本体制の構築をいたします。人的資本への投資・諸制度改革を実行し、持続的成長と人的資本充実の好循環を実現してまいります。さらに、LSP導入により最適な人員配置の仕組みを構築し、創造性を発揮する時間の確保に加え、業務プロセス改善活動としてのM3活動を店舗・本部が一体となって一層充実させてまいります。従業員のやりがい・働き易さ・創造性発揮の好循環を構築し、高い生産性と従業員満足度の両立を実現します。

連結子会社におきましては、「彩裕フーズ株式会社」では精肉や惣菜における新規商品開発、製造カテゴリー数の拡大、製造量の増強を図り、日本一の製造工場を目指します。

「マミーサービス株式会社」では、いつもきれいなお店とじていただけるクリンリネスサービスを提供するとともに、天然温泉による温浴事業及び葬祭事業についても、業容の拡大に努めます。

これらの施策により、企業体質、財務体質の一層の強化と業績向上に努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご声援を賜りまようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

① 当社グループの主要な事業の内容

当社グループは、生鮮食品を中心に一般食品、惣菜、日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業と温浴事業、葬祭事業を行っております。

② 当社の主要な事業の内容

当社は、生鮮食品を中心に一般食品、惣菜、日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等（2024年9月30日現在）

当社	本店：埼玉県東松山市 店舗：埼玉県、千葉県、東京都、群馬県、栃木県 （合計78店舗）	本部：埼玉県さいたま市
（連結対象子会社） 彩裕フーズ㈱	本店：埼玉県川越市	工場：埼玉県川越市
（連結対象子会社） マミーサービス㈱	本店：埼玉県さいたま市 店舗：埼玉県（2店舗）	本部：埼玉県熊谷市

(7) 使用人の状況（2024年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
スーパーマーケット事業	1,034 (3,324) 名	45名増（23名増）
その他の事業	7（25）名	4名増（1名減）
合計	1,041 (3,349) 名	49名増（22名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
977 (2,970) 名	37名増（2名増）	41.4歳	12.1年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

借入先	借入金残高 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	880
株式会社埼玉りそな銀行	800
株式会社武蔵野銀行	780
株式会社三井住友銀行	400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2024年11月12日開催の取締役会において、2025年10月1日をもって持株会社体制へ移行するべく、会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」といいます。）を実施し、同日付で商号を「株式会社マミーマートホールディングス」に変更するとともに、当社の営む「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営及び関連事業に関する権利義務を本新設分割により新設する株式会社マミーマートに承継させる旨について、2024年12月20日開催予定の第59回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

なお、本新設分割は、当社を分割会社とする単独新設分割であるため、開示事項及び内容を一部省略しております。

1. 本新設分割の目的

当社は、食生活を通じて地域のお客様の健康と笑顔あふれる豊かな人生を応援する「Enjoy Life!」のグループコンセプトのもと、スーパーマーケット事業である「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」店舗の運営を主たる事業として行っており、2024年9月期の営業収益は1,607億円を超え、埼玉県を中心に78店舗を出店、運営するに至るまで成長することが出来ました。

このような状況下で当社は、新規出店の更なる増加計画を踏まえ、本業であるスーパーマーケット事業の運営と、グループ会社全体の管理とを分離し、スーパーマーケット事業の運営に特化するとともに、グループガバナンスの更なる強化が必要と考え、持株会社体制に移行することが最適と判断いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定及びグループ経営の監督に特化し、事業子会社を事業執行に専念させることで監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

2. 本新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

定時株主総会基準日	2024年9月30日
本新設分割計画承認取締役会	2024年11月12日
本新設分割計画承認定時株主総会	2024年12月20日（予定）
本新設分割効力発生日	2025年10月1日（予定）

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社1社を承継会社とする分社型新設分割を予定しており、現行の当社の営む「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営及び関連事業を本新設分割により設立する「株式会社マミーマート」に承継させます。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社マミーマート」が普通株式1,000株を発行し、当社に全株式を割り当てます。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当該事項はありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本新設分割の当事会社の概要

(1) 各当事会社の概要

	分割会社 (2024年9月30日時点)	新設会社 (2025年10月1日時点予定)
(1) 名称	株式会社マミーマート (2025年10月1日付で株式会社マミーマートホールディングスに商号変更予定)	株式会社マミーマート
(2) 所在地	埼玉県東松山市本町二丁目2番47号	埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩崎 裕文	代表取締役社長 岩崎 裕文
(4) 事業内容	スーパーマーケット「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営	スーパーマーケット「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営
(5) 資本金	26億6,000万円	9,000万円
(6) 設立年月日	1950年4月11日	2025年10月1日(予定)
(7) 発行済株式数	10,796,793株	1,000株
(8) 決算期	9月30日	9月30日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ライブ・コア 32.48% 住友商事株式会社 21.64% マミーマート共栄会 8.76% 株式会社彩 3.90% 株式会社武蔵野銀行 3.03% 国分グループ本社株式会社2.39% マミーマート従業員持株会1.83% 日本生命保険相互会社 1.78% 有限会社岩崎経営研究所 1.42% 株式会社東和銀行 1.21%	株式会社マミーマートホールディングス 100%
(10) 当該会社間の関係	資本関係 当社100%出資の子会社となります 人的関係 当社の代表取締役が新設会社の設立時代表取締役を兼務する予定です 取引関係 新設会社のため該当事項はありません	

(注) 1. 当社は自己株式796,878株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 分割会社の最近決算期の業績（単体）

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
純資産（百万円）	25,838	27,241	30,520
総資産（百万円）	59,656	64,716	71,974
1株当たり純資産（円）	2,427.96	2,727.85	3,052.03
営業収益（百万円）	132,438	144,420	160,086
営業利益（百万円）	4,133	5,188	5,579
経常利益（百万円）	4,633	5,677	6,074
当期純利益（百万円）	2,958	3,836	4,123
1株当たり当期純利益（円）	278.07	366.08	412.52

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

スーパーマーケット「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営

(2) 分割または承継する部門の経営成績

項目	分割事業 (a)	当社実績 (b)	比率 (a/b)
営業収益（百万円）	160,086	160,086	100.00%
売上総利益（百万円）	35,007	35,007	100.00%

(3) 分割または承継する資産及び負債の項目並びに帳簿価額（2024年9月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産（百万円）	10,351	流動負債（百万円）	14,845
固定資産（百万円）	18,253	固定負債（百万円）	13,513
合計（百万円）	28,604	合計（百万円）	28,358

（注）分割する資産及び負債の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1) 名称	株式会社マミーマート ホールディングス	株式会社マミーマート
(2) 所在地	埼玉県東松山市本町二丁目2番47号	埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 岩崎 裕文	代表取締役社長 岩崎 裕文
(4) 事業内容	グループの経営戦略管理に関する事業、及びその他上記の業務に付帯する業務	スーパーマーケット「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」の運営
(5) 資本金	26億6,000万円	9,000万円
(6) 決算期	9月30日	9月30日

6. 今後の見通し

本新設会社は当社の100%子会社となるため、本新設分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

2. 会社の状況

(1) 株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 18,850,500株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,796,793株 |
| ③ 株主数 | 4,589名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ラ イ ブ ・ コ ア	3,248	32.48
住 友 商 事 株 式 会 社	2,164	21.64
マ ミ ー マ ー ト 共 栄 会	875	8.76
株 式 会 社 彩	389	3.90
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	303	3.03
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	238	2.39
マ ミ ー マ ー ト 従 業 員 持 株 会	182	1.83
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	177	1.78
有 限 会 社 岩 崎 経 営 研 究 所	142	1.42
株 式 会 社 東 和 銀 行	121	1.21

- (注) 1. 持株比率については、自己株式（796,878株）を控除して算出しております。
2. 持株比率については、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,059株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2024年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	岩 崎 裕 文	
取 締 役 副 社 長	斯 波 範 雄	執行役員管理本部長 彩裕フーズ株式会社代表取締役会長
常 務 取 締 役	青 木 繁	執行役員営業本部長
常 務 取 締 役	木 場 田 裕 樹	執行役員販売事業部長
取 締 役	原 修	執行役員人事部長
取 締 役	清 水 大 輔	執行役員TOP！事業部長 兼 マミーマート事業部長
取 締 役	若 林 寛	執行役員統括経営監査部長
取 締 役	東 野 和 彰	
取 締 役	永 井 美 保 子	(株)シンクロ・フード社外取締役 (株)ブロードリーフ社外監査役
取 締 役	柳 好 美	
常 勤 監 査 役	石 黒 一 広	
監 査 役	小 野 瀬 有	弁護士
監 査 役	佐 世 芳	弁護士
監 査 役	岩 崎 厚 宏	税理士 セントラルスポーツ(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち東野和彰氏、永井美保子氏及び柳好美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、小野瀬有氏、佐世芳氏および岩崎厚宏氏は社外監査役であります。
3. 監査役岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役東野和彰氏、永井美保子氏、柳好美氏および監査役小野瀬有氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、人事部からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、役員退職慰労金、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。役員退職慰労金の支払時期は、役員退職慰労金内規に基づいた金額を每期積み立て、株主総会の決議に従い、取締役会において決定した額を退任時に支給する。

(b) 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の経常利益予算に対する達成度合いを反映した現金報酬と、中期経営計画の達成に向けてのパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）とする。パフォーマンス・シェア制度は、3事業年度ごとに純利益の計画数値達成率に応じて報酬を決定する。

(c) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内、また、譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は25,000株以内とする。

譲渡制限期間は30年間とし、各対象取締役に毎事業年度に割り当てる。

(d) 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事部において検討を行う。取締役会（(e)の委任を受けた代表取締役社長）は人事部の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPIを100%達成した場合、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝82：12：6とする。

(e) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会において各取締役の報酬額について決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議し、決定する。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	200 (10)	167 (10)	24 (－)	7 (－)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13 (3)	13 (3)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	214 (14)	181 (14)	24 (－)	7 (－)	14 (6)

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、業績評価期間における、3事業年度の最終年度の単体純利益を業績目標達成度としております。その理由は、取締役（社外取締役を除く）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としております。業績連動報酬等の額の算定方法は、業績評価期間における確定した当期純利益高の数値に基づいて、下記表に従って算出しております。

達成率	100%以上	105%以上	110%以上	115%以上
取締役（社外取締役を除く）	200万円	300万円	350万円	420万円

- また、当該業績指標に関する実績としまして、本業績評価期間における目標値、3事業年度の最終年度の単体純利益2,924百万円に対し、当社が提出した第58期有価証券報告書における単体当期純利益は3,836百万円と、達成率131.2%という結果となりました。従いまして115%以上のテーブルに該当いたします。業績連動報酬の支給人員は、2023年12月22日開催の第58期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）6名です。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第49期定時株主総会において年額2億8,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年12月18日開催の第55期定時株主総会において、株式報酬の額として年額5,000万円以内、株式数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年12月22日開催の第41期定時株主総会において年額2,400万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

6. 取締役会は、代表取締役社長岩崎裕文に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定が適切に行使されるよう、代表取締役は取締役会において各取締役の報酬額について決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議し、決定しております。
7. 当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額27百万円（取締役10名26百万円（うち社外取締役3名0百万円）、監査役4名1百万円（うち社外監査役3名0百万円））が含まれております。なお（注5）（注6）の報酬限度額には、役員退職慰労金および役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

④ 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。当該契約は、被保険者である当社の取締役および監査役が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金額および訴訟費用等をてん補するものであります。ただし、当該役員等賠償責任保険契約は役員等の職務執行の適正のために免責事由が設定されておりますので、当該免責事由に該当する損害についてはてん補されず、役員等の自己負担となります。なお、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職等はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 東 野 和 彰	取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に過去の経験や実績に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べており、特に事業計画について当該視点に基づいた監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 永 井 美 保 子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に過去の経験や実績に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べており、特にマーケティングについて、当該視点に基づいた監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 柳 好 美	取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に過去の経験や実績に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べており、特に会社経営について、当該視点に基づいた監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小野瀬 有	当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐 世 芳	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岩 崎 厚 宏	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元および安定的な配当の維持を経営の最重要政策として位置付けております。あわせて、小売業界における競争の激化に応じた積極的な新規出店と魅力ある売場づくりを維持・強化するための改装等の設備投資、教育・情報化投資等の業務拡大、事業基盤の強化を図るために内部留保の充実等も勘案して決定していくこととしております。

こうした考え方から、連結配当性向は20%を継続的に実現し続ける事を目指してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当55円とすることを、本年11月12日の取締役会で決議いたしました。これによって中間配当金を合わせた当期の年間配当額は、1株当たり95円、配当性向は20.1%となりました。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,718	流 動 負 債	20,463
現金及び預金	2,652	買 掛 金	10,708
売 掛 金	3,578	短 期 借 入 金	2,700
商 品	3,442	1年内返済予定の長期借入金	160
貯 蔵 品	5	リ ー ス 債 務	814
そ の 他	2,042	未 払 費 用	3,840
貸倒引当金	△3	未 払 法 人 税 等	969
固 定 資 産	61,665	賞 与 引 当 金	570
有 形 固 定 資 産	48,837	そ の 他	700
建物及び構築物	13,962	固 定 負 債	15,009
機械装置及び運搬具	475	リ ー ス 債 務	10,779
土 地	21,295	長期預り保証金	1,229
リ ー ス 資 産	11,013	役員退職慰労引当金	424
建設仮勘定	187	退職給付に係る負債	1,414
そ の 他	1,902	資 産 除 去 債 務	1,130
無 形 固 定 資 産	189	そ の 他	30
投資その他の資産	12,638	負 債 合 計	35,472
投資有価証券	346	純 資 産 の 部	
長期貸付金	96	株 主 資 本	37,634
差入保証金	8,427	資 本 金	2,660
賃貸不動産	391	資 本 剰 余 金	2,886
繰延税金資産	2,415	利 益 剰 余 金	34,136
そ の 他	969	自 己 株 式	△2,049
貸倒引当金	△8	その他の包括利益累計額	239
資 産 合 計	73,383	その他有価証券評価差額金	117
		退職給付に係る調整累計額	121
		非支配株主持分	38
		純 資 産 合 計	37,911
		負債及び純資産合計	73,383

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上	高					158,458
売 上 原 価						121,692
営 業 総 利 益						36,766
営 業 収 入						2,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						39,049
営 業 業 外 収 益						32,615
受 取 配 当 金						6,434
受 取 配 当 金					33	
受 取 配 当 金					12	
受 取 配 当 金					127	
受 取 配 当 金					254	
受 取 配 当 金					77	
受 取 配 当 金					187	
営 業 外 費 用						692
支 払 利 息					25	
支 払 利 息					101	
支 払 利 息					25	
支 払 利 息					19	
支 払 利 息						172
特 別 利 益						6,954
特 別 利 益						
特 別 利 益					0	
特 別 利 益					4	
特 別 利 益						5
特 別 利 益					17	
特 別 利 益					190	
特 別 利 益					9	
特 別 利 益						217
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						6,741
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等					1,878	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等					32	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等					92	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等						2,003
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等						4,738
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等						4
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等						4,733

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,849	流 動 負 債	26,320
現 金 及 び 預 金	1,838	買 掛 金	12,080
売 掛 金	3,548	短 期 借 入 金	7,600
商 品	3,321	1年内返済予定の長期借入金	160
貯 蔵 品	1	リ ー ス 債 務	814
前 払 費 用	573	未 払 金	398
未 収 入 金	1,332	未 払 費 用	3,717
そ の 他	1,234	未 払 法 人 税 等	828
固 定 資 産	60,125	前 受 金	117
有 形 固 定 資 産	45,321	預 り 金	80
建 物	10,274	賞 与 引 当 金	519
構 築 物	677	そ の 他	4
機 械 及 び 装 置	0	固 定 負 債	15,133
車 両 運 搬 具	3	リ ー ス 債 務	10,779
工具、器具及び備品	1,869	長 期 預 り 保 証 金	1,279
土 地	21,295	退 職 給 付 引 当 金	1,554
リ ー ス 資 産	11,013	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	359
建 設 仮 勘 定	187	資 産 除 去 債 務	1,130
無 形 固 定 資 産	173	そ の 他	30
借 地 権	43	負 債 合 計	41,454
ソ フ ト ウ ェ ア	115	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	7	株 主 資 本	30,402
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	6	資 本 金	2,660
投 資 そ の 他 の 資 産	14,629	資 本 剰 余 金	2,881
投 資 有 価 証 券	346	資 本 準 備 金	2,856
関 係 会 社 株 式	129	そ の 他 資 本 剰 余 金	25
長 期 貸 付 金	86	利 益 剰 余 金	26,909
長 期 前 払 費 用	415	利 益 準 備 金	220
差 入 保 証 金	8,321	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,689
貸 貸 不 動 産	2,404	任 意 積 立 金	9,161
繰 延 税 金 資 産	2,394	繰 越 利 益 剰 余 金	17,527
そ の 他	530	自 己 株 式	△2,049
資 産 合 計	71,974	評 価 ・ 換 算 差 額 等	117
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	117
		純 資 産 合 計	30,520
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	71,974

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年10月 1 日から)
(2024年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目				金	額
売 上	高				157,824
売 上 原 価					122,817
営 業 総 利 益					35,007
営 業 収 入					2,262
営 業 総 利 益					37,269
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					31,689
営 業 利 益					5,579
営 業 外 収 益					
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金			45		
不 動 産 賃 貸 料			381		
受 取 手 数 料			257		
そ の 他			195		880
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			33		
不 動 産 賃 貸 費 用			319		
そ の 他			32		385
経 常 利 益					6,074
特 別 利 益					
投 資 有 価 証 券 売 却 益			0		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益			4		5
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損 失			17		
減 損 損 失			190		
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額			9		217
税 引 前 当 期 純 利 益					5,861
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,614		
過 年 度 法 人 税 等			32		
法 人 税 等 調 整 額			91		1,738
当 期 純 利 益					4,123

(注) 百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月27日

株式会社マミーマート
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 染 葉 真 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マミーマートの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マミーマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月27日

株式会社マミーマート

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 染 葉 真 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マミーマートの2023年10月1日から2024年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2024年11月12日開催の取締役会において、新設分割による持株会社体制への移行を2024年12月20日開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月27日

株式会社マミーマート 監査役会

常勤監査役 石 黒 一 広 印

社外監査役 小野瀬 有 印

社外監査役 佐 世 芳 印

社外監査役 岩 崎 厚 宏 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 背景と目的

当社は、食生活を通じて地域のお客様の健康と笑顔あふれる豊かな人生を応援する「Enjoy Life!」のグループコンセプトのもと、スーパーマーケット事業である「マミーマート」「生鮮市場TOP!」「マミープラス」店舗の運営を主たる事業として行っており、2024年9月期の営業収益は1,607億円を超え、埼玉県を中心に78店舗を出店、運営するに至るまで成長することができました。

このような状況下で当社は、新規出店の更なる増加計画を踏まえ、本業であるスーパーマーケット事業の運営と、グループ会社全体の管理とを分離し、スーパーマーケット事業の運営に特化するとともに、グループガバナンスの更なる強化が必要と考え、持株会社体制に移行することが最適と判断いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定およびグループ経営の監督に特化し、事業子会社を事業執行に専念させることで監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

今回の持株会社体制移行の主旨を踏まえ、新設分割計画について、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に基づく新設分割につきましては、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が発生するものいたします

2. 分割計画の内容の概要

分割計画の内容の概要は、以下のとおりでございます。

新設分割計画書（写）

株式会社マミーマート（以下「当社」という）は、新たに設立する株式会社（商号「株式会社マミーマート」、以下「新設会社」という）に当社のスーパーマーケット事業に関して有する権利義務（以下「本件権利義務」という）を承継させるため、会社法に定める新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本件新設分割計画書」という）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙A「定款」に記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び会計監査人の名称）

新設会社の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び会計監査人の名称は次のとおりとする。

- （1）設立時取締役 岩崎 裕文、斯波 範雄、青木 繁、木場田 裕樹、原 修、清水 大輔
- （2）設立時監査役 石黒 一広、佐世 芳、岩崎 厚宏
- （3）設立時会計監査人 海南監査法人

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項は、別紙B「承継権利義務明細表」のとおりとする。

ただし、本件権利義務の移転につき法令上、条例上又は行政上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、新設会社が当社から承継する債務については、当社が重畳的債務引受を行い、連帯債務を負う。

第4条（新設分割に際して交付する株式）

新設会社は、本件新設分割に際して、当社に対し、新設会社の普通株式1,000株を交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、第7条で定める分

割の効力発生日の前日における当社の資産及び負債の状態等により、これを変更することができる。

(1) 設立時資本金額	金	9,000万円
(2) 設立時資本準備金額	金	0円
(3) 設立時利益準備金額	金	0円

第6条（新設分割計画承認総会）

当社は、2024年12月20日開催予定の定時株主総会において、本件新設分割計画書の承認及び本件新設分割に必要な事項に関する決議を受けるものとする。

第7条（分割の効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割の効力発生日」という）は、2025年10月1日とする。ただし、株主総会の決議を得られない、所管監督官庁より許認可が取得できない等、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

当社は本件新設分割の効力発生後においても、何ら競業避止義務を負わない。

第9条（計画書の変更、分割の中止）

本件新設分割計画書の作成後、分割の効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、必要に応じて本件新設分割計画書を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本件新設分割計画書に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本件新設分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

2024年11月12日

埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
株式会社マミーマート
代表取締役社長 岩崎 裕文

別紙A

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社マミーマートと称し、英文では、Mammy Mart Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食料品の販売、製造、加工
- (2) 佃煮の製造販売、漬物の製造販売
- (3) 米飯および米穀の販売
- (4) 料理の仕出し、飲食店の営業
- (5) 日用品雑貨および化粧品の販売
- (6) 衣料品の販売
- (7) 書籍雑誌の販売
- (8) 煙草および塩の販売
- (9) 医薬品の販売
- (10) 酒類販売
- (11) クリーニング業
- (12) 寝装寝具の販売
- (13) 損害保険代理業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 自動車、自転車ならびにその付属品類の販売
- (16) 時計、カメラ、運動用品、家庭用電気製品、インテリア用品の販売
- (17) 家具、事務用機器、通信機器ならびにその付属品類の販売
- (18) 宝石、貴金属の販売
- (19) 不動産の売買、仲介ならびに斡旋
- (20) 不動産の賃貸および管理
- (21) 小売業務に関するコンサルタント業務
- (22) 経営相談に関する講師派遣業務
- (23) 事務用機器のリース業
- (24) 食料品、日用雑貨の製造および販売用什器、備品機械装置のリース業

- (25) 土地、建物の清掃、保全、管理、警備および産業廃棄物処理業務
- (26) 情報処理サービス業および情報提供サービス
- (27) 一般旅行業、旅行代理店業
- (28) 貨物自動車運送業
- (29) 公衆浴場の経営
- (30) 第1種貨物利用運送事業
- (31) 倉庫業
- (32) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県東松山市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受けるものの募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び

会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求する事が出来る。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の変更届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。

ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合これを短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役または顧問)

第27条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を

怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関しては、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2024年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

新設会社は当社の営むスーパーマーケット事業（以下「本件事業」という）に関わる資産を承継するものとする。

ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

2. 負債

新設会社は本件事業に関わる負債を承継するものとする。

ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

3. 知的財産権

本件事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」という）は、新設会社にその実施権または使用権を付与する。

4. 雇用契約以外の契約上の地位

新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。

5. 雇用契約

本件分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する当会社の従業員および本件事業の為に当会社が新設会社に承継する必要があると判断した当会社の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務、並びに効力発生日において当社と労働組合が締結している労働協約のうち、当会社と当会社労働組合との間で新設会社に承継することを別途合意した労働協約は、新設会社が当会社から承継する。

6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出、地方公共団体からの補助金、助成金を受ける地位等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以上

3. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条の記載のとおりとすることにいたしました。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容 該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、現在予定している持株会社体制への移行に伴い、商号および目的を変更するため、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）について所要の変更および一部追加を行うものであります。

なお、第1条（商号）および第2条（目的）の変更については、新設分割計画が承認可決されることを条件として2025年10月1日付で、その効力が生ずるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりとなります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款(抜粋)	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社マミーマート</u> と称し、英文では、 <u>Mammy Mart</u> <u>Corporation</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社マミーマート</u> <u>ホールディングス</u> と称し、英文で は、 <u>Mammy Mart Holding</u> <u>Corporation</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを</u> <u>目的とする。</u>	目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業および以下の</u> <u>事業を営む会社およびこれに相当</u> <u>する業務を営む外国会社の株式ま</u> <u>たは持ち分を所有することによ</u> <u>り、当該会社等の事業活動を支配</u> <u>又は管理することを目的とする。</u>
(1)～(32) (条文省略)	(1)～(32) (現行どおり)

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	いわさき ひろふみ 岩 崎 裕 文 (1972年1月26日生)	1998年10月 当社入社 1998年12月 当社取締役 1999年1月 当社取締役営業副本部長 2001年4月 当社取締役総合企画室長 2002年4月 当社常務取締役経営企画室長 2002年10月 当社常務取締役管理本部長 2003年10月 当社常務取締役営業本部長 2006年10月 当社常務取締役業務統括本部長 2006年12月 当社代表取締役副社長 兼 業務統括本部長 2008年12月 当社代表取締役社長 現在に至る	千株 5
2	しば のりお 斯 波 範 雄 (1950年9月3日生)	2003年5月 当社入社 2003年12月 当社取締役販売事業部長 2005年9月 当社取締役経費構造改革担当 2006年10月 当社取締役業務改革担当 2008年7月 当社取締役管理本部長 2010年4月 当社取締役第1商品事業部長 2012年8月 当社取締役 2012年8月 彩裕フーズ㈱代表取締役社長 2012年12月 当社常務取締役 2015年4月 当社常務取締役社長付生鮮強化担当 2015年12月 当社専務取締役 2017年10月 当社取締役副社長執行役員営業本部長 2017年10月 彩裕フーズ㈱代表取締役会長（現任） 2024年8月 当社取締役副社長執行役員管理本部長 現在に至る	 5

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
5	は ら お さ む 原 修 (1971年10月 7 日生)	1994年 4 月 当社入社 2006年10月 当社商品事業部グロースリー部長 2010年 4 月 当社第2商品事業部グロースリー部長 2014年 9 月 当社人事部長 2018年 1 月 当社執行役員人事部長 2018年12月 当社取締役執行役員人事部長 現在に至る	千株 3
6	しみず だいすけ 清 水 大 輔 (1971年 9 月 3 日生)	1996年11月 当社入社 2008年 1 月 当社営業本部青果部部长 2018年 7 月 当社商品事業部グロースリー第二部部长 2019年 9 月 当社ニューフォーマット事業部長 2021年 1 月 当社執行役員ニューフォーマット事業部長 2022年10月 当社執行役員TOP!事業部長 2022年12月 当社取締役執行役員TOP!事業部長 2024年 8 月 当社取締役執行役員TOP!事業部長 兼 マミーマート事業部長 現在に至る	3
7	わかばやし ひろし 若 林 寛 (1966年 5 月10日生)	1989年 4 月 住友商事㈱入社 2000年 4 月 同社繊維本部大阪衣料第二部部长付 2003年 5 月 同社繊維本部長付繊維企画統括 2004年 4 月 住商テキスタイル㈱総務人事部 総務人事チーム長 2007年 4 月 ㈱スミテックス・インターナショナル 総務人事部 東京総務人事チーム長 2010年 4 月 住友商事㈱関西ブロック大阪繊維部長付 2011年 6 月 住商モンブラン㈱総務部長 2013年 8 月 同社取締役管理本部長兼総務部長 2019年 9 月 住友商事㈱ライフスタイル・リテイル 事業本部リテイル事業第二部長付 2021年 2 月 当社入社 総合企画室シニアマネジャー 2021年 9 月 当社統括経営監査部副部長 2021年12月 当社取締役執行役員統括経営監査 部長 兼 財務部管掌 2024年 8 月 当社取締役執行役員統括経営監査部長 現在に至る	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
10	や な ぎ よ し み 柳 好 美 (1960年8月28日生)	1983年4月 ㈱モスフードサービス入社 2005年3月 ㈱モスフードサービス北関東代表 取締役社長 2010年3月 ㈱モスフードサービス執行役員営 業本部長 2010年6月 同社取締役 2020年6月 同社退社 2023年12月 当社社外取締役 現在に至る	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者東野 和彰氏、永井 美保子氏および柳 好美氏は、社外取締役候補者であります。

3. 東野 和彰氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は現在、住友商事㈱国内リテイルユニット国内リテイルチームリーダーとして、豊富な実績と見識を有しており、当該見識を活かして特に事業計画について当該視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、取締役候補者東野 和彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。

4. 永井 美保子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は㈱資生堂で多くの職歴を経験し、また、現在一般社団法人日本ユマニチュード学会理事として、豊富な実績と見識を有しており、引き続き当該見識を活かして特にマーケティングについて当該視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、取締役候補者永井 美保子氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。

5. 柳 好美氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は㈱モスフードサービスで多くの職歴を経験し、また、同社の取締役を10年務めました。当該見識を活かして特に企業経営や店舗運営について当該視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであり、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、取締役候補者柳 好美氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の

社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。

6. 当社は東野 和彰氏、永井 美保子氏および柳 好美氏を東京証券取引所の定めに基
づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険
契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3) 会社役員に
関する事項④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候
補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなりま
す。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につ
きましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

本総会において、第3号議案が原案どおりに承認された場合の、取締役候補者である取締
役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりとなります。

	企業経営	財務・会計	人事・労務 ・人材開発	法務・ ガバナンス	マーケ ティンク	店舗運営	IT・DX	サステナ ビリティ
岩 崎 裕 文	○	○	○	○	○	○	○	○
斯 波 範 雄	○	○	○	○		○		○
青 木 繁	○				○		○	
木場田 裕 樹			○			○	○	
原 修			○	○		○		
清 水 大 輔					○	○		
若 林 寛		○		○				○
東 野 和 彰					○		○	
永 井 美保子					○			○
柳 好 美	○		○					

※上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見・経験を表すものではなく、代表的と思わ
れるスキルおよび当社が取締役候補者に期待するスキルに○印をつけております。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役小野瀬 有氏、佐世 芳氏および岩崎 厚宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、石黒 一広氏は他の監査役と就任の時点を揃えるため本総会終結の時をもって一旦辞任することといたしました。つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしぐろ かずひろ 石 黒 一 広 (1962年10月3日生)	1985年4月 岩崎商事㈱(現 ㈱マミーマート)入社 2007年12月 当社取締役商品事業部青果部長 2008年9月 当社取締役店舗活性化プロジェクトリーダー 2013年11月 当社取締役第1商品事業部長 2014年2月 当社取締役執行役員第1商品事業部長 2014年2月 当社取締役執行役員エンジョイライフ推進室長 2015年12月 当社常勤監査役 現在に至る	千株 6
2	さ よ かおる 佐 世 芳 (1951年8月16日生)	1984年4月 司法研修所入所 1986年3月 同修了 1986年4月 弁護士登録 2008年12月 当社社外監査役 現在に至る	—
3	いわさき あつひろ 岩 崎 厚 宏 (1970年1月7日生)	1998年4月 税理士田中事務所入社 1999年10月 (有)岩崎経営研究所入社 2000年7月 税理士登録 2014年8月 (有)岩崎経営研究所代表取締役 2016年12月 当社社外監査役 現在に至る	5

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	いけはら もとひろ 池 原 元 宏 (1974年9月9日生) ※ 新 任	2000年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 柳田野村法律事務所（現 柳田国 際法律事務所）入所 2006年10月 シティニューワ法律事務所入所 2007年6月 ニューヨーク州弁護士登録 2009年9月 野村総合法律事務所入所 2014年1月 同法律事務所パートナー（現任） 2016年6月 日新製糖(株)（現 ウェルネオシユ ガー(株)社外取締役 2019年6月 (株)駅探社外取締役 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐世 芳氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は当社の事業内容に精通しており、弁護士としての見識と経験を有しており、社外監査役として十分に役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
- 同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 岩崎 厚宏氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は税理士としての見識と経験を有しており、当社社外監査役として十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 池原 元宏氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。同氏は弁護士としての見識と経験を有しており、社外監査役として十分に役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
- 同氏は過去に社外取締役、社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 佐世 芳氏および岩崎 厚宏氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐世芳氏が16年、岩崎厚宏氏が8年となります。
6. 佐世 芳氏、岩崎 厚宏氏および池原 元宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3)会社役員に関する事項④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が海南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に応じた、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年9月30日現在)

名	称	海南監査法人		
事	務	所	主たる事務所	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番地 1 号 新宿グリーンタワービル20階
			その他の事務所	大阪
沿	革	1985年 5 月 海南監査法人設立 2023年 7 月 大阪事務所設置		
概	要	資本金	43百万円	
		構成人員	代表社員および社員 15名 公認会計士 127名 試験合格者等 3名 その他 2名 専門職・事務職 3名 合計 150名	
		関与会社数	84社	

第 6 号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2023年3月31日をもって取締役を辞任により退任された大塚耕平氏、また、本総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任されます小野瀬有氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬は当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および社内規程に沿っており、相当であると判断しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おおつか こうへい 大 塚 耕 平	2021年12月 当社社外取締役 2023年3月 当社社外取締役退任
おのせ ゆたか 小 野 瀬 有	2004年10月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1

ロイヤルパインズホテル浦和4階「ロイヤルプリンセス」

電話 048 (827) 1111 (代表)

J R浦和駅西口下車 徒歩 7分

